

第 1 3 号議案

長岡京市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例の一部改正について

長岡京市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例（平成 3 0 年長岡京市条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正するものと
する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生
省令第 3 8 号）の一部改正が行われ、同省令を引用する規定の変更を行うた
め、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

長岡京市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年長岡京市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者</u> <u>の数（当該指定居宅介護支援事業者が指</u> <u>定介護予防支援事業者の指定を併せて受</u> <u>け、又は法第115条の23第3項の規</u> <u>定により法第115条の46第1項に規</u> <u>定する地域包括支援センターの設置者で</u> <u>ある指定介護予防支援事業者から委託を</u> <u>受けて、当該指定居宅介護支援事業所に</u> <u>おいて指定介護予防支援（法第58条第</u> <u>1項に規定する指定介護予防支援をい</u> <u>う。第15条第29号において同じ。）</u> <u>を行う場合にあつては、当該事業所にお</u> <u>ける指定居宅介護予防支援の利用者の数</u> <u>に当該事業所における指定介護予防支</u> <u>援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加</u> <u>えた数。次項において同じ。）が44又</u> <u>はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、指定居宅介</u> <u>護支援事業所が、指定居宅介護支援事業</u> <u>者と指定居宅サービス事業者等との間</u> <u>で居宅サービス計画に係るデータを電子</u> <u>的に送受信するための公益社団法人国民</u> <u>健康保険中央会のシステムを利用し、か</u> <u>つ、事務職員を配置している場合にお</u> <u>ける第1項に規定する員数の基準は、利用</u> <u>者の数が49又はその端数を増すごとに</u> <u>1とする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者</u> <u>の数が35又はその端数を増すごとに1</u> <u>とする。</u></p> <p>【加える】</p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅</p>	<p>ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 【略 項の繰下げ】</p> <p><u>5</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第8項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p><u>6</u> 【略 項の繰下げ】</p> <p><u>7</u> <u>第5項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>8</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指</p>	<p><u>3</u> 【略】</p> <p><u>4</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p><u>5</u> 【略】</p> <p><u>6</u> <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指</p>

改正後	改正前
<p>定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 【略】</p> <p><u>9</u> 【略 項の繰下げ】 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p><u>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(14) 【略】</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アに規定する面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ</u></p>	<p>定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 【略】</p> <p><u>8</u> 【略】 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>(3)～(14) 【略】</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し、</u>利用者に面接すること。</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ 【略 繰下げ】</p> <p>(16)～(28) 【略】</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</u></p> <p>(30) 【略】</p> <p>(掲示)</p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p>	<p>イ 【略】</p> <p>(16)～(28) 【略】</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) 【略】</p> <p>(掲示)</p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p>

改正後	改正前
<p>(<u>次項及び第3項において単に「重要事項」という。</u>)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 【略】</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ <u>第15条第7号の規定による</u>アセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第15条第9号の規定による</u>サービス担当者会議等の記録</p> <p>エ <u>第15条第15号の規定による</u>モニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第15条第2号の3の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) <u>第18条の規定による</u>市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) <u>第28条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) <u>第29条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置につ</p>	<p>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>【加える】</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 【略】</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ <u>第15条第7号に規定する</u>アセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第15条第9号に規定する</u>サービス担当者会議等の記録</p> <p>エ <u>第15条第15号に規定する</u>モニタリングの結果の記録</p> <p>【加える】</p> <p>(3) <u>第18条に規定する</u>市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) <u>第28条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第29条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置につい</p>

改正後	改正前
いての記録	ての記録

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の長岡京市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第24条第3項(新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。